

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付規程

平成28年5月13日 廃3R研第051302号
公益財団法人廃棄物・3R研究財団制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付要綱(平成28年4月1日付け環廃産発第1604017号、環廃企発第1604017号。以下「交付要綱」という。)及び低炭素型廃棄物処理支援事業実施要領(平成28年4月1日付け環廃産発第1604018号、環廃企発第1604018号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下、「補助金」という。)を交付する事業の事務等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第3欄において財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の3に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。なお、本事業の実施要領第2 1) (ii)の事業の補助金の交付を受けた場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度への申請を行うことは出来ない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、実施要領第2条 1) (ii)の事業においては高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費に係る工事費及び事務費(別表第2に定める事務費の算出方法により求められた額)の合計額が算出された交付額に達しない場合は、その合計額を交付額とする(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。))。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金

の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、財団に届け出なければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了

予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後２ヶ月以内である場合はこの限りでない。

- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第８による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第９による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。財団は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第１１条第３項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 補助事業者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。
- 十二 補助事業者は、補助事業者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して１０日以内に、その旨を財団に届け出なければならない。
- 十三 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補

助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

十四 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に低炭素型廃棄物処理支援事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十五 補助事業者は、取得財産等のうち、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 財団は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業者が法令等、本規程、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 財団は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、財団との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 財団は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1

項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 財団は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

なお、経過措置として、平成27年度からの継続事業については、平成28年度における補助事業の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の期間において、毎月または毎年、二酸化炭素削減効果等について、様式第16による事業報告書を別表第4に定める期限までに大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

第17条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月13日から施行する。

別表第1

1 補助事業 の区分	2 補助事業 の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理業 低炭素化促進 事業	①事業計画策 定支援 廃棄物由来エ ネルギー（電 気・熱・燃料） を廃棄物の排 出者及びエネ ルギーの利用 者等と協力し て用いる事業 に係る事業計 画の策定を行 う事業（実施 要 領 第 2 1）（i）に定 める事業）	事業を行うために 必要な人件費及び 業務費（賃金、共済 費、旅費、印刷製本 費、通信運搬費、委 託料、使用料及賃借 料、消耗品費及び備 品購入費）並びにそ の他必要な経費で 財団が承認した経 費	財団が必要 と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費 と第4欄に掲げる基準額とを比 較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に3分の2を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 出された額に1,000円未満の 端数が生じた場合には、これを切 り捨てるものとする。
	②低炭素型設 備等導入支援 a 廃棄物処理 に伴う廃熱を 有効利用する 施設の設置を 行う事業 b 廃棄物由来 燃料製造施設 （油化・メタ ン化・RPF 化等）の設置 を行う事業 （実施要領第 2 1）（ii） に定める事 業）	事業を行うために 必要な工事費（本工 事費、付帯工事費、 機械器具費、測量及 試験費）及び事務費 並びにその他必要 な経費で財団が承 認した経費（補助対 象経費の内容につ いては、別表第2に 定めるものとし る。）	財団が必要 と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費 と第4欄に掲げる基準額とを比 較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に3分の1を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 出された額に1,000円未満の 端数が生じた場合には、これを切 り捨てるものとする。なお、高効 率化を図ることにより追加的に 生じる施設整備費用に係る工事 費及び事務費（別表第2に定める 事務費の算出方法により求めら れた額）の合計金額（高効率化の

				増嵩費用)が算出された交付額に達しない場合は、その合計額を交付額とする(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
	C 廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業 (実施要領第2-1)(iii)に定める事業)	廃棄物処理施設に省エネ型の設備を導入する事業を行うために必要な費用と当該設備と同等の能力を有する設備の導入する事業を行うために必要な費用との差額の経費。ここで「必要な費用」とは、工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)及び事務費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費(補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	財団が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	d 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業(実施要領第2-1)(iv)に定める事業)	廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック ^{注1} の導入事業を行うために必要な経費と当該車両と同等の運搬能力を有する車両の導入事業を	財団が必要と認めた額 (大型 ^{注2} 270万円、中型 ^{注3} 140万円、小型 ^{注4} 80万円)	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算

		行うために必要な費用との差額の経費		出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業	地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する地方公共団体のF S調査、民間団体等（地方公共団体と連携し、廃棄物の3 Rを検討する者）の事業計画策定を行う事業（実施要領第22）（i）（ii）に定める事業）	F S調査又は事業化計画策定を行うために直接必要な人件費及び業務費（賃金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費）及びその他事業の実施に必要な経費で財団が承認した経費	財団が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ 地方公共団体の場合は、アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 民間団体等の場合は、アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（注1）「先進環境対応ディーゼルトラック」とは、自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう）の車両総重量3.5トン超の自動車であって次のア又はイのいずれかに該当するもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）をいう。

ア 次のすべてに該当するもの

（ア）貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成23年経済産業省・国土交通省告示第2号）1-1（4）及び（5）の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度重量車燃費基準」という。）以上であること

（イ）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条1項第5号の基準（以下「平成21

年排出ガス基準」という。)に適合すること

(ウ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

イ 次のすべてに該当するもの

(ア) 平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上であること

(イ) 平成21年排出ガス基準に適合すること

(注2)「大型」とは、ベース車両の車両総重量が12トン超のものをいう。

(注3)「中型」とは、ベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のものをいう。

(注4)「小型」とは、ベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5 %
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第4

事業区分	報告期間	報告頻度	提出期限
事業計画策定支援 (実施要領第2 1) (i) に定める事業)	3年間	毎年	翌年度の4月30日
低炭素型設備等導入支援 a, b の事業 (実施要領第2 1) (ii) に定める事業)	7年間	毎月※注1	翌月末日
c の事業 (実施要領第2 1) (iii) に定める事業)	5年間	毎年	翌年度の4月30日
d の事業 (実施要領第2 1) (iv) に定める事業)	3年間	毎年	翌年度の4月30日
地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業 (実施要領第2 2) (i) (ii) に定める事業)	3年間	毎年	翌年度の4月30日

注1：事業の確実性が確保されていると大臣が判断した場合、事業報告書の提出頻度を年度毎に変更し、これを当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1. 補助対象事業

補助金の交付の対象とする補助事業は、次に掲げる事業とする。

① 事業計画策定支援事業

廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業（実施要領第2の1）（i）に定める事業）

②ー1 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置事業

廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置を行う事業（実施要領第2の1）（ii）に定める事業）

②ー2 廃棄物由来燃料製造施設の設置事業

廃棄物由来燃料製造施設（油化・メタン化・RPF化等）の設置を行う事業（実施要領第2の1）（ii）に定める事業）

③ 廃棄物処理施設の省エネ化事業

廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業（実施要領第2の1）（iii）に定める事業）

④ 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業

廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業（実施要領第2の1）（iv）に定める事業）

⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業（実施要領第2の2）に定める事業）

(ア) 低炭素な地域循環圏形成を図るための事業の実現可能性調査（F/S）及びその事業化計画策定を行う事業

(イ) 低炭素なエコタウン形成を図るための事業の実現可能性調査（F/S）及びその事業化計画策定を行う事業

2. 補助対象事業の要件

(1) 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置事業及び廃棄物由来燃料製造施設の設置事業（実施要領第2の1）（ii）に定める事業）

1) 下表の左欄の対象施設の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること（湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。）。

対象施設	対象の条件
[ア]廃棄物高効率熱回収	熱回収率が以下の表の値以上（施設規模により異なる） 100トン／日以下:12%以上 100トン／日超:14%以上 150トン／日超:15.5%以上 200トン／日超:17%以上 300トン／日超:18.5%以上 450トン／日超:20%以上 600トン／日超:21%以上 800トン／日超:22%以上 1,000トン／日超:23%以上 1,400トン／日超:24%以上 1,800トン／日超:25%以上 RDF発電、ガスリパフリング型廃棄物発電は対象としない。
[イ]廃棄物燃料製造	(ア) メタン発酵方式 ・ガス製造量:300Nm³/日以上 ・発熱量18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 (イ) メタン発酵方式以外 ・エネルギー回収率:60%以上 ・発熱量 固形化12.56MJ/kg(3,000kcal/kg)以上 液化33.49MJ/kg(8,000kcal/kg)以上 ガス化4.19MJ/Nm³(1,000kcal/Nm³)以上 RPF化25.70MJ/kg(6,139kcal/kg)以上

2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。

3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可

を受けたものであること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条又は第15条の適用を受けない施設においては、この限りでないこと。

- 4) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電気若しくは熱の利用先又は製造された燃料の利用先が確定している旨を証明できること。
- 5) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。
- 6) 廃棄物高効率熱回収事業及び廃棄物燃料製造事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されている旨を証明できること。
- 7) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。

ア 情報公開等を行うに当たっては、16) に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要を財団に報告しなければならないこと。

イ 交付要綱に規定する財産処分を制限する期間中は、16) に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた年度の末日までに大臣に報告しなければならないこと。

- 8) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- 9) 事業者の取組として先進的であること。
- 10) 1) の表の左欄の[ア]の対象施設においては、稼働開始後5年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定を都道府県知事または政令市長から受ける旨の誓約書を提出すること。
- 11) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- 12) 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受けた者によって処理されること。
- 13) 事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。
- 14) 断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること。
- 15) 交付の対象となる事業の範囲
施設の新設、増設又は改造に係る事業とする。
- 16) 交付の対象となる施設の範囲
交付の対象となる施設の範囲は、次のとおりである。
基礎工事や上屋等の土木建築に係る費用は、原則として、補助対象となる施設の範囲に含まない。ただし、ごみピット等の廃棄物処理に必要な設備の場合はこの限りではない。

(1) 廃棄物高効率熱回収事業

- ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ 燃焼設備・焼却残さ溶融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備
- ウ 燃焼ガス冷却設備
- エ 発電設備
- オ 熱供給設備
- カ 排ガス処理設備
- キ 通風設備
- ク 灰出し設備
- ケ 排水処理設備
- コ 不燃物処理・資源化設備
- サ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- シ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ス 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(2) 廃棄物燃料製造事業

- ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ 脱水・乾燥設備
- ウ 焼結設備
- エ 溶融設備
- オ 破碎設備
- カ 選別・分級設備
- キ 圧縮設備
- ク 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ケ 排ガス処理設備
- コ 固形化設備
- サ 搬出設備
- シ 排水処理設備
- ス 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- セ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

※ 上記に規定する要件等を満たしているかは、実施計画書等をもとに厳格に審査を行うものとする。

(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業（実施要領第2の2）に定める事業）

1) 補助事業の要件

下記の a)、b)いずれかの要件を満たすものを対象とする。

- a) 地域で資源の循環的利用（リデュース・リユース・リサイクル）と低炭素化の両方を実現する高度な地域循環圏を形成する事業の事業化に向けた実現可能性調査（F/S）及びその事

業化計画の策定を行う事業であり、事業ごとに以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

ア 地方公共団体

- (ア) 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）及び当該地域における一般廃棄物処理計画又は都道府県廃棄物処理計画に沿うものであること
- (イ) 産（事業者）・学（大学等）・金（地域の金融機関）・民（NPO、地域の住民等）の少なくとも 3 者以上が参画する会議体を設置し、同会議体による検討・評価により進める事業であること
- (ウ) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること

イ 民間団体等

- (ア) 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画及び当該地域における一般廃棄物処理計画又は都道府県廃棄物処理計画に沿うものであること
- (イ) 事業内容が当該自治体から了承済であること
- (ウ) 官（地方公共団体）・産（事業者）・学（大学等）・金（地域の金融機関）・民（NPO、地域の住民等）の少なくとも 3 者以上が参画する会議体を設置し、同会議体による検討・評価により事業を進める事業であること
- (エ) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること

- b) エコタウン等の静脈施設が立地・集積した地域が循環資源の循環的利用と低炭素化の両方を実現する先進的なモデル地域を形成するために必要な事業の事業化に向けた実現可能性調査（F/S）及びその事業化計画の策定を行う事業であり、事業ごとに以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

ア 地方公共団体

- (ア) 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画及び当該地域におけるエコタウンプラン等に沿うものであること
- (イ) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。
- (ウ) 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること

イ 民間団体等

- (ア) 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画及び当該地域におけるエコタウンプラン等に沿うものであること
- (イ) 事業内容について当該自治体から了承報告済であること

(ウ) 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること

2) F S 調査書もしくは事業化計画書の提出

補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了した年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに F S 調査書もしくは事業化計画書を提出すること。

ア 地方公共団体 (F S 調査書)

F S 調査書の記入事項

- a. 調査又は検討結果
- b. F S 調査結果と連携して将来導入される設備により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- c. 事業採算性又は光熱費等削減の評価
- d. F S 調査結果と連携して実施する事業の計画の概要及び今後のスケジュール
- e. 将来導入する可能性のある設備の基本設計
- f. その他 F S 調査結果と連携して実施する事業に必要な事項

イ 民間団体等 (事業化計画書)

事業化計画書の記入事項

- a. 調査又は検討結果
- b. 事業化により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- c. 事業採算性又は光熱費等削減の評価
- d. 事業化までのスケジュール
- e. 将来導入する可能性のある設備の基本設計
- f. その他事業化に必要な事項

3 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 補助対象事業の①～④の事業 (実施要領第 2 の 1) に定める事業) の場合

一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を主たる業とする事業者 (廃棄物処理業による売上げが全体の半分以上である者) であって、次の各号に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他大臣の承認を得て財団が適当と認める者

(2) 補助対象事業の⑤の事業 (実施要領第 2 の 2) に定める事業) の場合

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ 民間企業
- ウ 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人
- エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ その他大臣の承認を得て財団が適当と認める者

４ 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

５ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

交付規程様式等

様式第 1 交付申請書（第 5 条関係）

別紙 1 実施計画書

別紙 2 経費内訳

別紙 3 歳入歳出予算書

様式第 2 変更交付申請書（第 6 条関係）

様式第 3 交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 4 変更交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 5 計画変更承認申請書（第 8 条関係）

様式第 6 中止（廃止）承認申請書（第 8 条関係）

様式第 7 遅延報告書（第 8 条関係）

様式第 8 遂行状況報告書（第 8 条関係）

様式第 9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 条関係）

様式第 10 取得財産等管理台帳（第 8 条関係）

様式第 11 完了実績報告書（第 11 条関係）

別紙 1 実施報告書

別紙 2 経費所要額精算調書

別紙 3 歳入歳出決算書

様式第 12 年度終了実績報告書（第 11 条関係）

様式第 13 交付額確定通知書（第 12 条関係）

様式第 14 精算（概算）払請求書（第 13 条関係）

様式第 15 翌年度補助事業開始承認申請書（第 15 条関係）

様式第 16 事業報告書（第 16 条関係）

※①事業計画策定支援事業、③廃棄物処理施設の省エネ化事業、④廃棄物収集運搬車の低燃費化事業の様式等については、調整中。

様式第1の1（第5条関係 民間団体用）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 田 中 勝 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 4 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 平成 年 月 日
- 6 その他参考資料

注1 「補助事業の名称」欄は、下記のいずれかの事業名を記載すること。

- ① 事業計画策定支援事業
- ②－1 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置事業
- ②－2 廃棄物由来燃料製造施設の設置事業
- ③ 廃棄物処理施設の省エネ化事業
- ④ 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
- ⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

様式第1の2（第5条関係 地方公共団体用）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 田 中 勝 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 4 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 5 歳入歳出予算書（見込書）抜粋
別紙3
- 6 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 平成 年 月 日
- 7 その他参考資料

別紙 1 の 1

② 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設及び廃棄物由来燃料製造施設の設置事業実施計画書

※事業の実施計画を策定する際は、計画している熱回収率、廃棄物の種類・処理量、電力・熱・燃料の供給予定及び事業の効果等の根拠を明確にし、実現性の高い計画を策定すること。

なお、交付の決定がなされた後でも、交付要綱、実施要領、交付規程及び本計画書の内容（熱回収率、事業の効果等を含む）に違反した場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。）第十七条に基づき交付の決定を取り消し、返金を求める可能性があります。

事業の名称		
事業実施の代表者	会社名等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
事業実施の担当者	会社名等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
経理責任者	会社名等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
共同事業者の代表者	会社名等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	

共同事業者の担当者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
事業実施の主たる実施場所	名 称 所 在 地	
事業の概要		
事業の目的		
事業の方法、内容	1. 廃棄物高効率熱回収事業の場合 (1) 発電方式 (2) 熱供給方式 (3) 発電出力(定格最大) (4) 熱供給量(時間あたり及び年間) (5) 年間発電量 (6) 熱回収率 (7) 廃棄物の種類・処理計画量 (8) その他 2. 廃棄物燃料製造事業の場合 (1) 燃料の種類	

	(2) 燃料利用用途・年間利用量 (3) 燃料製造方式 (4) エネルギー回収率 (5) 発熱量 ① 固形化、液化、R P F の場合、単位はMJ/kg ② ガス化の場合、単位はMJ/Nm³ (6) 時間あたり設備能力量 (7) 年間燃料製造量 (8) 廃棄物の種類・処理計画量 (9) その他
実施時期	
廃棄物の入手元及びその調整状況	
電力・熱・燃料の活用方法及びその調整状況	
設備の荷重平均耐用年数（注2）	
事業の効果	(二酸化炭素排出抑制効果（注3）) (事業の費用対効果（円/ t-CO₂）（注4）) (他事業等への波及効果) (その他（地方創生等）)

⑩登記事項証明書

⑪最近２営業期間の事業実績、決算書（実績がない場合は、将来の事業経営を説明した資料）

⑫定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書及び代表者の住民票の写し）

⑬事業実施予定地の位置図／国土地理院発行地図（必要に応じ現地写真）

（注２）荷重平均耐用年数については、「「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」の一部改正について」（平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017004 号、廃棄物対策課長通知）に準じて、それぞれの設備の見積もりに基づき算出すること。

（注３）二酸化炭素排出抑制効果の記載に当たっては、以下の点に留意すること。

①算定根拠（引用した数字の出展、計算式を含む）を明記すること。必要に応じて、注１⑥で定める資料を添付すること。

②二酸化炭素排出抑制効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜初版＞（平成 24 年 7 月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により算定した年間のＣＯ２削減量を記載すること。ガイドブック等は下記よりダウンロード可能。

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html

③ガイドブックによるＣＯ２削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。

- ・ エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「事業による直接導入量」に基づくＣＯ２削減量を算定すること（「事業による波及導入量」に基づくＣＯ２削減量の算定は不要。）。
- ・ エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載すること。

④各エネルギーの排出係数等を確認し、適切な係数を記入すること。

⑤施設の省エネルギー化に資する照明・空調設備を補助対象として計上する場合は、通常の設備に対するＣＯ２削減量も算出すること。

（注４）費用対効果は以下の式に基づき算出すること。

$$\text{CO2 削減コスト（円／t-CO2）} = \frac{\text{補助対象経費の総支出予定額（円）}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量（t-CO2／年）} \times \text{当該事業で導入する施設の荷重平均耐用年数（年）}}$$

別紙 1 の 2

⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施計画書（地方公共団体用）

事業名	地域循環圏／エコタウン低炭素化促進事業 (※地域循環圏かエコタウンのいずれかに○)				
地方公共団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
主たる計画対象施設	名称	複数可		所在地	
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	氏名	役職	電話・FAX・Email	
総事業費 (千円)	該当年度	翌年度（該当者のみ）	合計	事業期間	
				1 年 o r 2 年	
補助金所要額 (千円)	該当年度				
＜事業計画＞					
○記入上の注意 以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入してください。 複数年度に渡る事業を計画している場合は、年度別に事業を記載してください。					
【事業の基本方針】 ※事業の基本方針を記入してください。					
【事業実施場所の情報及び事業終了後に将来導入しようとする設備】 ※事業を行おうとする地域の静脈施設の集積状況について記入してください。 ※本事業による検討を経て導入を予定している規模及び設置場所等について記入してください。 現時点で明確になっていない場合は、想定レベルで記入してください。					
【事業実施方法】 ※既存の情報を踏まえて、想定される FS 調査の具体的な調査事項、調整事項、検討課題等の内容及びそれらの実施方法を記入ください。					
【事業計画・スケジュール】 ※FS 及び事業化計画の報告書が完成するまでの計画を記入してください。					

【事業目標】 ※事業目標及び目的をなるべく具体的に、可能な限り数値等を用いて目標を示してください
＜事業の効果・有望性を踏まえた展望＞
＜事業の効果・事業の意義＞
【CO₂の削減効果】 ※【CO₂削減効果の算定根拠】により算定した年間のCO₂削減量を記入してください。 CO₂削減量 ・・・ t/年 【CO₂削減効果の算定根拠】 次のいずれかの方法により算定してください。 ①エコタウン内で行う、比較的広域で行う廃棄物等の3R事業については、循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン（Ver. 1.0）（平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）において使用するエクセルファイル（「エコタウンCO₂削減効果算出シート」）により算定した上で、同ファイルを添付してください。 地域循環圏形成のために、住民や地域にとって身近であり、比較的狭い地域で行う廃棄物等の3R事業については、3R行動見える化ツールにより算定した上で、同ファイルを添付してください。 ②①の方法で算出ができない場合は、①以外の手法により申請者が算定する（ベースライン及びバウンダリを明確に示すこととし、具体的算定資料も添付すること。）。 【CO₂削減コスト】 ※【CO₂削減効果】に記入したCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト（円／tCO₂）について、イニシャルコスト及びランニングコストの別に記入してください。 【CO₂削減コストの算定根拠】 ※【CO₂削減コスト】に記入した算定根拠を記入してください。
＜事業の実施体制＞ ＊ 補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の施工監理や経理等の体制を含め記入してください（別紙添付でも可）。 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明確にしてください。
＜関連する事業についての取組状況／今後の計画＞ 本事業の申請者が、CO₂の排出を削減する事業に既に取り組んでいる場合、又は、今後取り組むことを計画している場合に、その取組内容を簡潔に記入してください。
＜関連する事業についての他の助成制度の申請について＞ 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。

＜添付資料＞
事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注 1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙 1 の 3

⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施計画書（民間団体用）

事業名	地域循環圏／エコタウン低炭素化促進事業 (※地域循環圏かエコタウンのいずれかに○)			
事業実施者 (組織名)				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	共同事業者 (組織名)			
共同事業の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	総事業費 (千円)	該当年度	翌年度（該当者のみ）	合計
				1 年 o r 2 年
補助金所要額 (千円)	該当年度			
<事業計画>				
○記入上の注意 以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入してください。 複数年度に渡る事業を計画している場合は、年度別に事業を記載してください。 【事業の基本方針】 ※対象地域内の自治体の定めるエコタウン等の計画に沿うよう留意し、事業の基本方針及び目的を記入してください。 また、事業内容の当該自治体への報告の有無について記入してください。 【事業実施場所の情報及び事業終了後に将来導入しようとする設備】 ※事業を行おうとする地域の静脈施設の集積状況について記入してください。 ※本事業による検討を経て導入を予定している規模及び設置場所等について記入してください。 現時点で明確になっていない場合は、想定レベルで記入してください。				

【事業実施方法】 ※既存の情報を踏まえて、事業化計画策定のために実施することとしている具体的な調査事項、調整事項、検討事項等の内容及びそれらの実施方法を記入ください。
【事業計画・スケジュール】 ※F/S 及び事業化計画が策定されるまでの計画を記入ください。なお、地域の都市計画と整合を図るよう留意してください。
【事業目標】 ※なるべく具体的に、可能な限り数値等を用いて目標を示してください。
＜事業の効果・有望性を踏まえた展望＞ 当該事業の効果・有望性を踏まえた展望について簡潔に記載してください。
＜事業の効果・事業の意義＞
【CO₂ の削減効果】 ※ 【CO₂ 削減効果の算定根拠】 により算定した年間のCO₂ 削減量を記入してください。 CO₂ 削減量 ・・・ t/年 【CO₂ 削減効果の算定根拠】 次のいずれかの方法により算定してください。 ①エコタウン内で行う、比較的広域で行う廃棄物等の3R事業については、循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン（Ver. 1.0）（平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）において使用するエクセルファイル（「エコタウンCO₂ 削減効果算出シート」）により算定した上で、同ファイルを添付してください。 地域循環圏形成のために、住民や地域にとって身近であり、比較的狭い地域で行う廃棄物等の3R事業については、3R行動見える化ツールにより算定した上で、同ファイルを添付してください。 ②①の方法で算出ができない場合は、①以外の手法により申請者が算定する（ベースライン及びバウンダリを明確に示すこととし、具体的算定資料も添付すること。）。 【CO₂ 削減コスト】 ※ 【CO₂ 削減効果】 に記入したCO₂ 削減量1トンを削減するために必要なコスト（円／tCO₂）について、イニシャルコスト及びランニングコストの別に記入してください。 【CO₂ 削減コストの算定根拠】 ※ 【CO₂ 削減コスト】 に記入した算定根拠を記入してください。
＜事業の実施体制＞ ＊ 補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の施工監理や経理等の体制を含め記入してください（別紙添付でも可）。 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明確にしてください。

＜関連する事業についての取組状況／今後の計画＞
本事業の申請者が、ＣＯ２の排出を削減する事業に既に取り組んでいる場合、又は、今後取り組むことを計画している場合に、その取組内容を簡潔に記入してください。
＜関連する事業についての他の助成制度の申請について＞
他の助成制度でこれまで過去３年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。
＜資金計画＞
＊ 補助事業に要する経費を支払うための資金の調達計画及び調達方法を記入する。
＜添付資料＞
事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注１ 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2の1

② 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設及び廃棄物由来燃料製造施設の設置事業に要する経費内訳

所要 経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ((1) - (2))	(4) 補助対象経費支出予定 額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 3 (千円未満切り捨て)	
	— 円	円	円	円	
	(9) 高効率化に伴う増嵩費用		(10) 改補助金所要額 (8) と (9) を比較して少ないほうの額 (千円未満切り捨て)		
	円		円		
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳			
合計					
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	購入予定時期

(注) ① 経費区分・費目欄は、別表第2により記載すること。

- ② 所要経費の欄の(9) 高効率化に伴う増嵩費用については、補助対象経費支出予定額内訳の欄の積算内訳において、該当する費用が分かるよう明示し、その費用の合計額を記載すること。また、高効率化にかかる整備内容の詳細及びその費用の算出根拠資料を添付すること。
- ③ 事業が複数年度にわたる場合は、年度別の補助対象経費支出予定額が分かる表を作成し、参考として添付すること。
- ④ 補助対象外設備がある場合、本表とは別に、事業全体分の総事業費及び経費支出予定額内訳が分かる表を作成し、参考として添付すること。
- ⑤ 継続事業として申請する場合、前年度までの完了分の金額については実績額を用いること。
- ⑥ 本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

別紙2の2

⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業に要する経費内訳
(地方公共団体用)

(地域循環圏／エコタウン (※いずれかに○) の低炭素化のための実現可能性調査・事業化計画策定を行う事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) の額 (千円未満切り捨て)
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金 額	積 算 内 訳	
合 計		円		

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙3 (地方公共団体用)

平成 28 年度歳入歳出予算書 (見込書) 抜粋

(歳 入)		(歳 出)		備 考
事 項	金 額	事 項	金 額	
(款) 国庫支出金		(款) 環境保全費		
(項) 国庫補助金		(項) 環境保全費		
(目) 環境保全費国庫補助金		(目) 地球環境保全費		
(節) 環境保全費		(節) 備品工事費		
一般会計		(節) 工事請負費		
合 計		合 計		

(注) 表の事項は例示である。

別紙2の3

⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業に要する経費内訳
(民間団体)

(地域循環圏・エコタウン (※いずれかに○) の低炭素化のための実現可能性調査・事業化計画策定を行う事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2 (千円未満切り捨て)
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金 額	積 算 内 訳	
合 計		円		

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第2（第6条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理 事 長 田 中 勝 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（平成28年4月1日付け廃3R研第040106号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 田 中 勝 印
記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環廃産発第1604017号、環廃企発第1604017号）、低炭素型廃棄物処理支援事業 実施要領（平成28年4月1日付け環廃産発第1604018号、環廃企発第1604018号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第22項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 変更交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（平成28年4月1日付け廃3R研第040106号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 田 中 勝 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する変更後の補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環廃産発第1604017号、環廃企発第1604017号）、低炭素型廃棄物処理支援事業 実施要領（平成28年4月1日付け環廃産発第1604018号、環廃企発第1604018号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第5（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 田 中 勝 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 田 中 勝 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 中止(廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止(廃止)を必要とする理由
- 3 中止(廃止)の予定年月日
- 4 中止(廃止)までに実施した事業内容
- 5 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 6 中止(廃止)後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に()書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理 事 長 田 中 勝 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第 8（第 8 条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理 事 長 田 中 勝 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 2 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け廃 3 R 研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第 8 条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

注 規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 田中 勝 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)

取得財産等管理台帳

(平成 年度)

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第8条第十五号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 11 (第 11 条関係)

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 田 中 勝 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 完了実績報告書

平成 年 月 日付け廃 3 R 研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)を完了(中止・廃止)しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第 11 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円(平成 年 月 日付け廃 3 R 研第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業の実施状況
別紙 1 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙 2 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 6 添付資料
(1) 完成図書(各種手続等に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真(工程等が分かるもの)
(3) その他参考資料(領収書等含む。)

注 規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

別紙１の１

② 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設及び廃棄物由来燃料製造施設の設置事業
実施報告書

事業の名称		
事業実施の代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
事業実施の担当者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
経理責任者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
共同事業者の代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
共同事業者の担当者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
事業実施の主たる実施場所	名 称 所 在 地	
事業の方法、内容	(記載上の注意) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付申請書の別紙１における「事業の方法、内容」の記載内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記載し、変更がある場合は、変更の内容を記載すること。	

事業の効果 二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響、他事業等への波及効果、その他	(記載上の注意) 1. 事業の完了時における「事業の効果」を、同時点のデータ及び実施した事業の内容を踏まえ記載すること。 2. 記載に当たっては、交付申請書の別紙1における「事業の効果」の「(記載上の注意)」(以下参照)に従うこと。 (交付申請書別紙1「事業の効果」における「(記載上の注意)」 1. 二酸化炭素排出抑制効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>(平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO₂削減量を記載すること。 2. ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。 ①エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による直接導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること(「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量の算定は不要。) ②エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載すること。
--	---

注 以下のものを添付すること。

- ① 事業の効果(二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響など)の算定根拠資料*
 - ② ①を除き、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類
- * 二酸化炭素排出抑制効果の算定根拠資料については、年間のCO₂削減量を算定したエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)を添付すること。また、このエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「エネルギー消費量・供給量の設定」の「記入欄」に記入した具体的なデータの根拠、引用元の資料を添付すること。

別紙 1 の 2

⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施報告書（地方公共団体用）

事業名	F S 調査を行う事業				
地方公共団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
主たる計画対象施設	名称	複数可		所在地	
総事業費 (千円)	該当年度	翌年度（該当者のみ）		合計	事業期間
					1 年 o r 2 年
補助金所要額 (千円)	該当年度				
<実施した事業の内容> ○記入上の注意 以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入してください。 実施計画書作成時に記載した内容（【事業の基本方針】、【将来導入しようとする設備】、【事業目標】）と比較し、どのような結果となったか、どのような成果をあげることができたかについても記載してください。					
<事業の効果・有望性> ※事業の完了時における<事業の効果・有望性>を、同時点のデータ及び実施した事業の内容を踏まえ記入してください。					
<基本設計調査> ※事業終了後に導入する可能性のある設備の基本仕様（仕様等を含む）や事業に関する事項を記載してください（必要に応じて図面などを添付してください）。					
<事業性評価> ※投資回収年数や光熱水費の削減効果など、事業性の評価を記載してください。					
<事業工程> ※事業終了後の事業工程（事業化への進め方）について記載ください。					

<事業による効果> ※FS 調査結果と連携して将来導入される設備により見込まれるCO₂削減効果を記入してください。 記入に当たっては、以下の各項目に示した説明に従い記入してください。 【CO₂削減効果】 ※【CO₂削減効果の算定根拠】により算定した年間のCO₂削減量を記入してください。 【CO₂削減効果の算定根拠】 次のいずれかの方法により算定してください。 ①エコタウン内で行う、比較的広域で行う廃棄物等の3R事業については、循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン（Ver. 1.0）（平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）において使用するエクセルファイル（「エコタウンCO₂削減効果算出シート」）により算定した上で、同ファイルを添付してください。 住民や地域にとって身近であり、比較的狭い地域で行う廃棄物等の3R事業については、3R 行動見える化ツールにより算定した上で、同ファイルを添付してください。 ②①の方法で算出ができない場合は、①以外の手法により申請者が算定する（ベースライン及びバウンダリを明確に示すこととし、具体的算定資料も添付すること。）。 【CO₂削減コスト】 ※【CO₂削減効果】に記入したCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト（円／tCO₂）について、イニシャルコスト及びランニングコストの別に記入してください。 【CO₂削減コストの算定根拠】 ※【CO₂削減効果】に記入した算定根拠を記入してください。 【CO₂削減量の把握方法】 ※事業化後のCO₂削減量を算定するための方法を記入してください。
<添付資料> ・FS 調査報告書 ・交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類も添付してください。 ・地域のエコタウン等計画

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙 1 の 3

⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施報告書（民間団体用）

事業名	事業化計画の策定を行う事業			
事業実施者 (組織名)				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
共同事業者 (組織名)				
共同事業の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
総事業費 (千円)	該当年度	翌年度（該当者のみ）	合計	事業期間
				1 年 o r 2 年
補助金所要額 (千円)	該当年度			
＜実施した事業の内容＞				
○記入上の注意 以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入してください。 複数年度に渡る事業を計画している場合は、年度別に事業を記載してください。				
＜事業の効果・有望性＞				
※事業の完了時における＜事業の効果・有望性＞を、同時点のデータ及び実施した事業の内容を踏まえ記入してください。				
＜事業性評価＞				
※投資回収年数や光熱水費の削減効果など、事業性の評価を記載してください。				
＜基本設計調査＞				
※事業終了後に導入する可能性のある設備の基本仕様（仕様等を含む）及び事業に必要な事項を記載してください（必要に応じて図面などを添付してください）。				

<事業工程> ※事業終了後の事業工程（事業化への進め方、スケジュール、実施体制等）について記載ください。
<事業の効果・有望性を踏まえた展望> 当該事業の効果・有望性を踏まえた展望について簡潔に記載してください。
<事業による効果> ※事業化により見込まれるCO₂削減効果を、本事業の実施により策定した事業化計画書（以下単に「事業化計画書」という。）の内容に沿って記入してください。 記入に当たっては、以下の各項目に示した説明に従い記入してください。 【CO₂削減効果】 ※【CO₂削減効果の算定根拠】により算定した年間のCO₂削減量を記入してください。 【CO₂削減効果の算定根拠】 次のいずれかの方法により算定してください。 ①エコタウン内で行う、比較的広域で行う廃棄物等の3R事業については、循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン（Ver. 1.0）（平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）において使用するエクセルファイル（「エコタウンCO₂削減効果算出シート」）により算定した上で、同ファイルを添付してください。 住民や地域にとって身近であり、比較的狭い地域で行う廃棄物等の3R事業については、3R行動見える化ツールにより算定した上で、同ファイルを添付してください。 ②①の方法で算出ができない場合は、①以外の手法により申請者が算定する（ベースライン及びバウンダリを明確に示すこととし、具体的算定資料も添付すること。）。 【CO₂削減コスト】 ※【CO₂削減効果】に記入したCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト（円／tCO₂）について、イニシャルコスト及びランニングコストの別に記入してください。 【CO₂削減コストの算定根拠】 ※【CO₂削減効果】に記入した算定根拠を記入してください。 【CO₂削減量の把握方法】 ※事業化後のCO₂削減量を把握するための方法を記入してください。
<添付資料> ・事業化計画書 ・交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類も添付してください。 ・地域のエコタウン等計画

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2の1

② 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設及び廃棄物由来燃料製造施設の設置事業に要する
経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ((1) - (2))	(4) 補助対象経費支出済 額
円	円	円	円
(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少 ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して少な い方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 3 (千円未満切り捨て)
— 円	円	円	円
(9) 高効率化に伴う増 嵩費用	(10) 改補助金所要額 (8) と (9) を比較して少ない 方の額 (千円未満切り捨て)	(11) 補助金交付決定 額	(12) 過不足額((11) - (10))
円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳				
合 計						
購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの）						
名 称	仕 様	数量	単 価 (円)	金 額 (円)	購入時期	

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙2の2

⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業に要する経費所要額/精算調書
(地方公共団体用)

(F S調査を行う事業)

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	— 円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) の額 (千円未満切り捨て)	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
合 計	円	

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙3 (地方公共団体用)

平成 28 年度歳入歳出決算書 (見込書) 抜粋

(歳 入)		(歳 出)		備 考
事 項	金 額	事 項	金 額	
(款) 国庫支出金		(款) 環境保全費		
(項) 国庫補助金		(項) 環境保全費		
(目) 環境保全費国庫補助金		(目) 地球環境保全費		
(節) 環境保全費		(節) 備品工事費		
一般会計		(節) 工事請負費		
合 計		合 計		

(注) 表の事項は例示である。

別紙2の2

⑤ 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業に要する経費所要額/精算調書
(民間団体用)

(事業化計画の策定を行う事業)

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	— 円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2 (千円未満切り捨て)	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
合 計	円	

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第 1 2 (第 1 1 条関係)

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 田 中 勝 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 2 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け廃 3 R 研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)の平成 年度における実績について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第 1 1 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円(平成 年 月 日付け廃 3 R 研第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業の実施状況

* 交付規程第 8 条第五号の規定に基づき財団の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。
- 4 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交 付 決 定 の 内 容		年 度 内 遂 行 実 績		翌 年 度 繰 越 額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事 業 費 支払実績額	(4)補 助 金 受 入 額	(5)補助事業に 要する経費 (1) － (3)	(6)補 助 金 所 要 額 (2) － (4)

廃3R研第 号

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）については、平成 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（平成28年4月1日付け廃3R研第040106号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 田 中 勝 印

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第14（第13条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理 事 長 田 中 勝 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の精算払（概算払）を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳
（概算払の場合）

（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支 出 費 用 状 況			概 算 払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）

（単位：円）

交 付 決 定 額	確 定 額 ①	概算払受領済額 ②	差 引 請 求 額 ①－②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第15（第15条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理 事 長 田 中 勝 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）に係る翌年度補助事業開始承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要

- （1）補助事業の名称
- （2）補助事業の概要
- （3）翌年度における補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

様式第16 (第16条関係)

平成 年 月 日
番 号

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業実施による二酸化炭素排出削減効果等について
 - (1) 平成 年度二酸化炭素排出削減量(実績)
 - (2) 平成 年度燃料利用量(実績)
 - (3) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量・燃料利用量に達しなかった場合の原因

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 (2)は、廃棄物燃料製造事業の場合に限る。